

(6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和元年11月5日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

島根県松江市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を5割とし、県は、損害賠償金81,135円を支払うものとすること。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成30年2月20日

(2) 事故発生場所

鳥取市湖山町西一丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県農業試験場所属の職員が、公務のため小型貨物自動車を運転中、交差点を直進する際、前方反対車線から右折してきた和解の相手方が賃貸借契約により借り受けている普通特種自動車（粉粒体運搬車）と衝突し、双方の車両が破損したものである。